

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

原告 1 の 1 外

被告 福島県外7名

## 準備書面(8)

平成28年 5月11日

福島地方裁判所民事部 御中

被告福島県訴訟代理人弁護士

渡 辺 健 寿



同訴訟復代理人弁護士

渡 辺 慎 太 郎



同

鈴 木 靖 裕



同

久 納 京 祐



同

安 倍 孝 祐



### I 2016年2月12日付け原告ら準備書面(8)に対して

特に被告福島県の義務や不履行について言及された点について、被告福島県の従前の主張に反する部分について全て否認ないし争うが、なお以下のとおり主張する。

#### 第2、1に対して

原告らが引用する原子力災害対策特別措置法の条項について、「福島第一原発から流出し周辺地域に拡散している放射性物質の情報」は同法26条1項1号に規定する「原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報」に該当するものではない。

また、県地域防災計画において住民等への情報の提供は「・・するものとする」と

定められた政策上の指針であり、被告福島県に法律上の義務を課したのではない。

よって、原子力災害対策特別措置法あるいは県地域防災計画により、被告福島県に「県内住民等に対し、福島第一原発から流出し周辺地域に拡散している放射性物質の情報を迅速、的確に知らせる義務」が認められるものではない。

モニタリングカーによる測定は原子力災害現地対策本部の指示のもとで行われたものであり、被告福島県を含む各機関はモニタリングカーによる測定結果を原子力災害現地対策本部に報告している。被告福島県は、モニタリングカーによる測定結果を独自に住民に情報提供する義務を課せられるものではない。

被告福島県が「放射線被害に関する科学的知見を無視したコメントを発表した」との点について争う。

被告福島県が「原子力安全技術センターからメール送信されていたSPEEDIの予測計算結果も公表しなかった」との点について、被告福島県に義務違反があるとの趣旨について争う。被告福島県は、SPEEDIの計算結果を独自に住民に情報提供する義務を課せられるものではない。

## 第2、2に対して

被告福島県が本件事故における指定行政機関であるとの点について否認。

被告福島県が「服用指示の指標については・・・WHO基準による改定を怠っていた。」との点について、被告福島県に義務違反があるとの趣旨について争う。

被告福島県に安定ヨウ素剤の服用指示義務の不履行があるとの主張について争う。

被告福島県地域医療課では、平成23年3月12日以降、毎日数回、国のオフサイトセンター医療班に対し、安定ヨウ素剤服用についての国の判断を確認していたが、その都度、同医療班から「国の判断を待って対応するように」、「今の段階では、安定ヨウ素剤服用の必要はない」との指示を得ていた。

被告福島県地域医療課は、甲C3号証が発出されたとされる平成23年3月16日午前10時35分以降も、3月18日までの間、同医療班に対し確認を行い、同医療班から「今の段階で安定ヨウ素剤服用の必要はない」との指示を得ていた。

被告福島県は、安定ヨウ素剤の服用指示については副作用への配慮が必要で、専門的判断が不可欠であると考え、市町村への配備を行いながら、国の服用指示に備える

ことが最善であると判断していた。

被告国によって20km圏外では配布・服用の必要なしとの明確な判断がなされている中で、被告福島県が独自に服用指示を出すべきであったとの理由はない。

## II 2016年2月12日付け原告ら準備書面(10)に対して

被告福島県の従前の主張に反する部分について全て否認ないし争うが、なお以下のとおり主張する。

### 第1、1に対して

原子力災害対策特別措置法第26条は、緊急事態応急対策として、

- 一 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

を定めているが、同条の「原子力災害に関する情報」は「原子力緊急事態宣言その他」を受けていること、「避難の勧告又は指示」につながるものであること等に照らして、同法15条1項各号の原子力緊急事態が発生したと認められる情報を指すものと解される。

「放射線量もしくは放射性物質の拡散状況の情報収集及び拡散状況等の推定ないし予測に関する情報」は、全てが直ちに上記同法15条1項各号の原子力緊急事態が発生したと認められる情報に該当するものではない。

「放射線量もしくは放射性物質の拡散状況の情報収集及び拡散状況等の推定ないし予測に関する情報」が同法26条1項1号に規定する「原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報」に該当するとの点について否認する。

### 第1、2に対して

原子力災害対策特別措置法第26条2項が、地方公共団体の長が緊急事態応急対策を実施しなければならないと定めていることは認めるが、被告福島県が県地域防災計画において、緊急事態応急対策としてどのように定めているかは別個の問題である。

県地域防災計画において住民等への情報の提供は「・・するものとする」と定められた政策上の指針であり、被告福島県の義務を定めたものではない。

### 第1、3に対して

モニタリングカーによる測定結果については、そもそもモニタリングカーによる測定は原子力災害現地対策本部の指示のもとで行われたものであり、被告福島県を含む各機関は測定した結果を原子力災害現地対策本部に報告していたものであるから、被告福島県は、モニタリングカーによる測定結果を独自に住民に情報提供する義務を課せられるものではない。

SPEEDIの計算結果については、そもそもSPEEDIの計算結果が国において作成したデータであるうえ、県地域防災計画においてSPEEDIの計算結果を原子力発電所の周辺自治体あるいは住民に対し情報提供することを定めるところはないことから、県地域防災計画において、被告福島県は、SPEEDIの計算結果を独自に住民に情報提供する義務を課せられるものではない。

### 第3、1に対して

「4月19日通知（甲B第2号証）が強制力を持つ」との点について、文部科学省から通知を受けた場合、被告福島県としては通知の内容に沿った運用となるよう義務を執り行っているところである。

### 第3、2に対して

国会事故調の指摘事実が真実であるか否かについて、被告福島県としての認否は不知であるが、特に積極的に否認すべき事情がある場合には主張立証を行うものである。

### 第3、4に対して

丙C7号証乃至9号証について、原告らが「4月19日通知どおりの指導を行うよう通知していた」との点について、丙C7号証乃至9号証では、4月19日通知に示されている判断基準等を踏まえ、適切に対応するよう指導を依頼しているものであって、原告の主張は丙7号証乃至9号証を正確に理解するものではない。

丙C7号証乃至9号証が、「被告福島県が、憲法26条、教育基本法、学校教育法、学校保健安全法等の趣旨に則って、心身ともに健康な県民の育成に資するために教育行政上の必要な措置をとる職務上の義務に違背していたことをを裏付ける」との点について争う。